

前橋市個人番号利用条例の改正についてパブリックコメントを実施し

ます

未来創造部情報政策課

1 条例改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、個人番号の利用が開始されています。個人番号は、番号法で規定されている事務に加え、地方公共団体が、社会保障・税・災害対策分野に関して条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）において利用することができるとされています。

本市においても、前橋市個人番号利用条例の一部を改正し、市民サービスの向上を図るため、独自利用事務を開始します。

2 独自利用事務の内容

本市が予定している独自利用事務の範囲は次に掲げるとおりとなります。この事務において個人番号を用いて、他自治体から所得情報や住民票に関する情報等を取得することで、市民の皆さまの手続きの際に一部の添付書類を不要とすることができます。

機関	事務
市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務
市長	重度障害児者等に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務
市長	身体障害者等に対する自動車改造費に係る補助金の交付に関する事務
市長	腎臓機能障害者等通院交通費に係る助成に関する事務
市長	重度身体障害者（児）住宅改造費に係る補助金交付に関する事務
市長	難聴児補聴器購入費用の補助金交付に関する事務

市長	医療的ケア支援事業に関する事務
市長	移動支援事業に関する事務
市長	日中一時支援事業に関する事務
市長	前橋市福祉医療費の支給に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務

(施行予定日 令和5年4月1日)

3 意見募集の期間

令和4年9月9日（金）から令和4年10月11日（火）まで

4 意見の提出方法

① 所定の意見提出用紙に必要事項を記入してください。

② 以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 郵送 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 情報政策課 あて
- ・ ファクシミリ 027-223-8497
- ・ 電子メール joukan@city.maebashi.gunma.jp
- ・ 窓口に直接提出 市役所 11階 情報政策課、
市役所 2階 情報公開コーナー、
各支所、各市民サービスセンター

【問合せ先】

未来創造部情報政策課情報管理係
電話：027-898-5880